

特定非営利活動法人ジャパンマック 経理規定

第1章 総則

第1条 この規定は、特定非営利活動法人ジャパンマックの経理処理に関する基本を定めたものである。

第2条 この規定は、当法人の経理業務のすべてについて適用する。

第3条 当法人の経理は、特定非営利活動法人会計基準に準拠して処理しなければならない。

第4条 会計区分は、以下の通りとする。

- (1) 一般会計
- (2) 事業別会計

第5条 当法人の会計年度は、定款の定める事業年度に従い毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

第6条 経理責任者は、事務局長とする。

第7条 経理に関する帳簿、伝票及び書類の保存期間は次の通りとする。

- | | |
|----------------|----|
| (1) 収支予算及び決算書 | 永久 |
| (2) 会計帳簿及び会計伝票 | 7年 |
| (3) 証憑書類 | 7年 |
| (4) その他の書類 | 5年 |

2 帳簿を焼却その他の処分にする場合は、事前に経理責任者の指示または承認によって行う。

第8条 この規定の改廃は、経理責任者の上申に基づき、理事会の決議を経て行うものとする。

第2章 勘定科目及び帳簿組織

第9条 会計区分においては、収入及び支出の状況ならびに財務状況を的確に把握するために必要な勘定科目をもうける。

第10条 勘定処理を行うに当たっては、特に次の点に留意しなければならない。

- (1) すべての収入及び支出は予算に基づいて処理しなければならない。
- (2) 収入科目と支出科目は直接相殺してはならない。
- (3) その他一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して行う。

第11条 会計帳簿は次の通りとする。

(1) 主要簿

①仕訳帳

②総勘定元帳

(2) 補助簿

2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代える。

第12条 いったいの取引に関する記帳整理は、会計伝票によって行い、コンピューターの入力によって行うものとする。

2 会計伝票は次の通りとし、その様式は別に定める。

(1) 入金伝票

(2) 出金伝票

(3) 振替伝票

3 会計伝票は証憑に基づいて作成し、伝票には経理責任者の承認印を受けるものとする。

4 預金通帳による取引は、記載事実をもって伝票に代えることができる。

第13条 毎月末において、補助簿の借方・貸方の合計及び残高は、総勘定元帳の当該口座の金額と照合確認しなければならない。

第3章 収支予算

第14条 収支予算は、会計年度の事業活動を明確な計数をもって表示し、責任の範囲を明確にし、かつ、収支予算と実績との比較検討を通じて事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第15条 事業計画及び予算書は、経理区分ごとに毎会計年度開始前に事務局長が作成し、総会の承認を経て確定する。

第16条 収支予算の執行者は、代表理事とする。

2 各事業担当の施設長（管理者）は、所轄事業に関する収支予算の執行について、代表理事に対して責任を負うものとする。

第17条 予算の執行に当たり、各項目間に当たり相互に流用してはならない。

ただし、事務局長が予算の執行上必要があると認めるときは、小科目間において流用することができるものとする。

第18条 予想しがたい支出予算の不足を補うため、支出予算に相当額の予備費を計上するものとする。

第19条 代表理事は、やむを得ない理由により収支予算の補正を必要とするときは、補

正予算を編成して理事会に提出し、その承認を得なければならない。

第4章 金銭

第20条 金銭の出納、保管については、その責に任じるため出納責任者をおかなければならない。

2 出納責任者は、経理責任者が任命する。

第21条 金銭の出納は、経理責任者の承認印のある伝票に基づいて行わなければならない。

第22条 金銭を収納したときは、領収書を発行しなければならない。

第23条 収納した金銭は、すみやかに銀行へ預け入れ、支出に当ててはならない。

第24条 金銭の支払いは、別に定める一定日に行うものとする。ただし、やむを得ない支払についてはこの限りではない。

2 契約に基づく銀行引落にあつては、当該契約に基づき支出する。

第25条 出納責任者は日々の支払に充てるため、手持ち現金をおくことができる。

2 手持ち現金の額は、通常の所要額を勘案して、必要最小限にとどめるものとする。

3 経理責任者が必要と認めた部署に、一定の責任者をおき、定額補充法による小口現金制を設けて小口現金払いを行うことができる。

4 小口現金は、現金出納帳により責任者が管理し、毎月末及び不足の都度精算を行わなければならない。

第26条 出納責任者は、現金については、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高とを照合しなければならない。

2 預貯金については、毎月1回、預貯金の残高を証明出来る書類によりその残高を帳簿残高と照合し、差額がある場合は預貯金残高調整表を作成して経理責任者に報告しなければならない。

第27条 金銭に過不足が生じたときは、出納責任者は遅滞なく経理責任者へ報告し、その処置については、経理責任者の指示を受けなければならない。

第5章 財務

第28条 年度収支予算に基づき、経理責任者はすみやかに年次及び月次の資金計画を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

第29条 当法人の事業運営に要する資金は、会費収入、寄付金収入、補助金収入、助成金収入、その他の収入によって調達する。

第30条 金融機関と預金取引その他の取引を開始または廃止する場合は、事務局長の承認を得て経理責任者が行う。

2 金融機関との取引は、代表理事の名をもって行う。ただし、事業会計を対象とした補助を受けるに当たっては、代表理事の委嘱を受けて事務局長名により取引をすることができる。

第6章 固定資産

第31条 固定資産の種類は次の通りとする。

(1) 有形固定資産

建物、建物付属設備、機械装置、車両運搬具、工具什器備品、土地など

(2) その他の固定資産

借地権、電話加入権、敷金・保証金など

第32条 固定資産の異動、保管などの管理は、各事業単位の業務責任者がこれを行う。

第33条 固定資産の取得価格は次の号による。

(1) 購入により取得した資産は購入価格にその付帯費用を加えた額とする。

(2) 自己制作により取得した資産は制作に要した費用の額とする。

(3) 交換により取得した資産は、交換に対して提供した資産の帳簿価格とする。

(4) 贈与により取得した資産は、その資産の取得時の公正な評価額とする。

第34条 固定資産の購入、売却、廃却については、業務責任者の申請により稟議決済されなければならない。ただし、10万円未満の備品等の購入については、上記の手続を省略して担当に委任できるものとする。

第35条 有形固定資産の性能を向上し、または耐用年数を延長するために要した金額は、これをその資産の価格に加算するものとする。

2 有形固定資産の原状に回復するに要した金額は修繕費とする。

第36条 各事業単位の業務責任者は、固定資産の台帳を設けて、固定資産の保全状況及び移動について記録を行い固定資産を管理しなければならない。

第37条 固定資産の償却については、毎会計年度末に定額法によりこれを行う。

2 減価償却資産の耐用年数は、「減価償却の耐用年数等に関する省令」による。

第38条 業務責任者は、毎期末に実地棚卸しを行い固定資産台帳と現物を照合し、差がある場合は所定の手続きを経て帳簿の整備を行わなければならない。

第7章 貯蔵品

第39条 この規定において貯蔵品として扱うものは次のものをいう。

- (1) 未使用の事務用品
- (2) 小冊子、テキスト、その他事業用印刷物

第40条 物品の購入は、収支予算に基づいて業務責任者の決済を得て行う。

第41条 管理責任者は、貯蔵品として管理するものは、固定資産に準じて貯蔵品台帳を設けてその記録及び整理を行わなければならない。

第42条 貯蔵品については、会計年度末に実地棚卸しを行い台帳と現物の照合を行い帳簿の整理をする。

第8章 決算

第43条 決算は1会計期間の会計記録を整理し、その収支の結果を収支予算と比較して、その収支状況や財産の増減及び1会計期間末の財政状況を明らかにすることを目的とする。

第44条 決算は、毎月末の月次決算と毎年3月末日の年度決算に区分して行う。

第45条 経理責任者は、毎月末に会計記録を整理し、次の計算書類を作成して事務局長に提出しなければならない。

- (1) 合計残高試算表
- (2) 収支月計票
- (3) 貸借対照表

第46条 年度決算においては、通常の経理業務の他、次の事項について計算を行うものとする。

- (1) 定額法による減価償却の計上
- (2) 未収金、未払金、前払金、前受金の計上
- (3) 流動資産、固定資産の実在性の確認
- (4) 簿外負債のないことの確認
- (5) 収支計算書に計上された項目のうち、資産・負債とされるものが正しく貸借対照表に計上されているかの確認

第47条 経理責任者は、年度決算に必要な手続を行い、次に掲げる計算書類を作成し、事務局長に報告しなければならない。

- (1) 収支計算書
- (2) 貸借対照表
- (3) 財産目録

第48条 事務局長は、前条の計算書類について、監事の監査を受けた後、監事の意見書を添えて総会に提出し、その承認を受けて決算を確定する。

2 前項の計算書類は、毎年6月末日までに、主務官庁に提出しなければならない。

付則（施行期日）

この規定は令和2年3月1日から実施する。